

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成25年8月8日(2013.8.8)

【公表番号】特表2012-530584(P2012-530584A)  
 【公表日】平成24年12月6日(2012.12.6)  
 【年通号数】公開・登録公報2012-051  
 【出願番号】特願2012-516862(P2012-516862)  
 【国際特許分類】

A 6 1 F 2/18 (2006.01)

A 6 1 F 11/00 (2006.01)

【FI】

A 6 1 F 2/18

A 6 1 F 11/00 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月24日(2013.6.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

埋め込み型装置をアブミ骨底に取り付けるための取付手段であって、前記取付手段は、接続部で接続された第1及び第2の係合部を備え、前記係合部の各々は、アブミ骨のアーチの各々に係合するように構成された係合面を備え、

前記係合部の係合面は、前記アブミ骨のアーチの各々と係合するときに、アブミ骨底上に位置するアブミ骨底係合部を備え、

前記アブミ骨底係合部は開口部と突起のうちの1つを備え、これらは前記結合部との枢軸結合を形成するために、前記アブミ骨底係合部の前記開口部と前記突起に応じて形成された結合部の開口部又は突起を受けるために形成される取付手段。

【請求項2】

前記第1の係合部の前記係合面は、前記第2の係合部の前記係合面と反対方向に面している請求項1に記載の取付手段。

【請求項3】

前記係合部は、前記係合面が互いに対向するように構成されている請求項1又は請求項2に記載の取付手段。

【請求項4】

前記係合部は、前記係合面が互いに外側を向くように構成されている請求項1又は請求項2に記載の取付手段。

【請求項5】

前記係合面は、アブミ骨底に接触するアブミ骨のアーチの間の距離と略等しい距離だけ離間されている請求項1乃至請求項4のいずれか一項に記載の取付手段。

【請求項6】

前記係合部は、それぞれ湾曲部を備える請求項1乃至請求項5のいずれか一項に記載の取付手段。

【請求項7】

前記係合面が凹面である請求項1乃至請求項6のいずれか一項に記載の取付手段。

【請求項8】

前記取付手段は、アブミ骨のアーチを貫通するか、アブミ骨のアーチの周りを通過する第1の構成と、アブミ骨のアーチに係合する第2の構成との間で変形可能なように、少なくとも部分的に弾力性を有する請求項1乃至請求項7のいずれか一項に記載の取付手段。

【請求項9】

前記取付手段は、超弾性特性を有する請求項1乃至請求項8のいずれか一項に記載の取付手段。

【請求項10】

前記接続部は、前記接続部の中央部の両側に1つずつ配置される2つの弾性部を備える請求項1乃至請求項9のいずれか一項に記載の取付手段。

【請求項11】

前記第1及び第2の係合部は、第1の平面に向かって延び、前記接続部は、前記第1の面に垂直な第2の平面にある前記係合部から延びている請求項1乃至請求項10のいずれか一項に記載の取付手段。

【請求項12】

更に、アブミ骨底上に位置するアブミ骨底係合部を備える請求項1乃至請求項11のいずれか一項に記載の取付手段。

【請求項13】

前記アブミ骨底係合部は、前記取付手段に一体に形成されている請求項12に記載の取付手段。

【請求項14】

前記アブミ骨底係合部は開口部と突起のうちの1つを備え、これらは、前記アブミ骨底係合部の前記開口部と前記突起に応じて形成された結合部の開口部又は突起を受けるために形成され、前記結合部と共に枢軸結合を形成する請求項13に記載の取付手段。

【請求項15】

前記取付手段は、前記開口部又は前記突起が、前記第1及び第2の係合面から略等距離に位置するように構成される請求項14に記載の取付手段。

【請求項16】

前記開口部又は前記突起は、前記係合面間の中心点からオフセットされている請求項15に記載の取付手段。

【請求項17】

前記取付手段は、更に前記アブミ骨底係合部に結合するための結合部を備え、前記アブミ骨底係合部と共に枢軸結合を形成するために、前記結合部は、前記アブミ骨底係合部の前記開口部と前記突起に応じて形成された前記結合部の前記開口部又は前記突起を備える請求項14乃至請求項16のいずれか一項に記載の取付手段。

【請求項18】

前記突起は前記アブミ骨底係合部に形成され、前記開口部は前記結合部に形成されている請求項17に記載の取付手段。

【請求項19】

前記突起は前記結合部に形成され、前記開口部は前記アブミ骨底係合部に形成されている請求項17記載の取付手段。

【請求項20】

前記取付手段は生体適合性材料で形成される請求項1乃至請求項19のいずれか一項に記載の取付手段。